

改正

平成31年 3 月29日規則第18号

田辺市消防団員退職記念品料支給規則

(趣旨)

第1条 この規則は、本市の消防団員で非常勤のもの（以下「消防団員」という。）が5年未満で退職した場合において、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に退職記念品料を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(退職記念品料の支給)

第2条 退職記念品料は、消防団員として1年以上勤務し、5年未満で退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。ただし、当該消防団員のうち、任用に当たって従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されており、かつ、当該消防事務の量、困難性等、消防団員間の衡平その他の事情に照らして退職記念品料を支給することが適当でないものについては、この限りでない。

(準用)

第3条 前条に定めるもののほか、退職記念品料の支給については、田辺市消防団員退職報償金支給条例（平成17年田辺市条例第178号）第3条から第9条まで及び田辺市消防団員退職報償金の支給基礎となる階級を定める規則（平成17年田辺市規則第144号）の規定を準用する。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、退職記念品料の支給に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成17年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、消防団員が合併前の田辺市、龍神村、中辺路町、大塔村又は本宮町の消防団員（次項において「合併前の消防団員」という。）として勤務していた期間は、この規則の規定による勤務年数に合算するものとする。

3 施行日の前日までに合併前の消防団員として各階級に属していた期間は、この規則の規定による各階級の勤務年数に合算するものとする。

4 施行日の前日までに退職した合併前の田辺市の消防団員で、施行日において合併前の田辺市消防団員退職記念品料支給規則（昭和40年田辺市規則第3号。以下この項において「合併前の規則」という。）の規定による退職記念品料の支給を受けていないものの退職記念品料の支給については、なお合併前の規則の例による。

附 則（平成31年3月29日規則第18号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

退職記念品料支給額表

階級	勤務年数	
	1年以上3年未満	3年以上5年未満
団長	円 45,000	円 61,000
副団長	40,000	56,000
分団長	36,000	52,000
副分団長	34,000	50,000
部長及び班長	29,000	45,000
団員	23,000	39,000